

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
氏 名 九電産業株式会社
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 葉真寺偉臣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和6年7月10日
許可の有効年月日 令和11年6月5日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上12種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成11年6月6日	
変更届出	平成13年6月30日	法人の代表者を「北島重樹」から「岡野高大」に変更
変更許可	平成16年3月23日	取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、木くず」を追加
更新許可	平成16年6月6日	
変更届出	平成16年12月24日	積替保管場所「鹿児島県薩摩川内市港町唐山6110-1」を廃止

鹿児島
知事

変更届出	平成17年7月5日	法人の代表者を「岡野高大」から「奥井洋輝」に変更
更新許可	平成21年6月6日	
変更届出	平成21年7月15日	法人の代表者を「奥井洋輝」から「片山修造」に変更
更新許可	平成26年6月6日	
変更届出	平成26年7月7日	法人の代表者を「片山修造」から「津上賢治」に変更 取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類(自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)」を「廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)」に、「がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)」を「がれき類」に変更
変更届出	平成28年7月12日	法人の代表者を「津上賢治」から「吉迫徹」に変更
更新許可	令和元年6月6日	
変更届出	令和3年7月15日	法人の代表者を「吉迫徹」から「葉真寺偉臣」に変更
変更許可	令和5年2月13日	取り扱う産業廃棄物の種類の「汚泥」を「汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)」に変更
更新許可	令和6年6月6日	
変更許可	令和6年7月10日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。)」を「廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。)」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。)」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。)」に、「がれき類」を「がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)」に、「木くず」を「木くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・**無**

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**

